

児童発達支援管理責任者の訪問支援員兼務について

保育所等訪問支援事業所の児童発達支援管理責任者（以下、児発管という）の訪問支援員兼務について、兼務可能な場合は下記のとおりです。なお、兼務を行う場合は児発管の本来業務に支障がないようお願いいたします。

1 保育所等訪問支援事業のみ実施する事業所

児発管が管理者を兼務しない場合（児発管兼訪問支援員）はサービス提供時間内外に関わらず兼務及び訪問支援が可能です。

2 児童発達支援等の他事業を一体的に行う多機能型事業所の場合

児発管が管理者を兼務しない場合（児発管兼訪問支援員）は、児童発達支援等の他事業のサービス提供時間外に限り兼務及び訪問支援が可能です。

※その他、個別事例につきましては、障害福祉サービス課指導班までご相談ください。

（参考）

「障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するQ&A」について（令和6年5月17日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）問43

問43 保育所等訪問支援（居宅訪問型児童発達支援）の職員は、兼務は可能か。

（答）

- 同一人物が指定基準上必要とする職種全て（訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者）を一人で兼務することは認められないが、それ以外の兼務の形態は可能である。
- 多機能型事業所において、例えば、児童発達支援に係る基準を超えて配置している職員が兼務したり、基準を超えていない場合であっても、児童発達支援に係るサービス提供時間外に訪問支援員を兼ねることは可能である。